

京都市上下水道局告示第53号

京都市指定下水道工事業者規程第6条ただし書の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

令和5年2月8日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

長岡京市東神足二丁目8-25

株式会社新矢管工

代表取締役 新矢 稜太

(2) 指定期間

令和5年2月8日から令和5年3月31日まで

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

長岡京市東神足二丁目8-25

新矢管工

新矢 稜太

(2) 廃止届出年月日

令和5年1月5日

(上下水道局下水道部管理課)